

書評に就いて

——フィジオクラットの統治論補遺——

安藤裕介

はじめに

一ノ瀬の書評では、ケネーの著作に登場する諸概念の理解をめぐり、どのような点で拙著の分析が平田清明の研究と相違するのかが指摘された。一ノ瀬の書評が主として参照している平田清明のケネー研究は、その刊行から半世紀が経過しており、今日に至るまで数えきれない新たな研究成果が国内外で登場している状況があるとはいえ、それでも今もって重要な文献であることは疑いない。以下では、あくまで拙著の論述や分析に向けられたいくつかの批判に対してのみ、ごく簡単にではあるが、一次資料や最近の研究動向に基づいて応答していくことにする。

1 「必要悪」としての自由貿易、および「内発的發展」について

ケネーにおける対外貿易が単純な市場自由化の促進というよりも「良価」を達成する手段として位置づけられている点については、まさに一ノ瀬（あるいは平田）が指摘する通りだと考える。だが、はたして「その国の国内商業が十分に展開していない場合にあっては、それ〔＝自由貿易〕は「仕方のないもの」あるいは「必要悪」として捉えられた」とまで言っているのかは疑問である。実際のところケネーは、「その国土がその住民の享受しうるすべての富を生産するような王国は一つも存在しない。したがって、外国貿易は必要である。それによって、一国民は自国の生産物の一部を外国に販売し、自国が必要とするものを外国から購入することができる」（Quesnay 1766, p. 805／平田・井上訳、88-89頁）という仕方で議論を展開している。つまり、農業生産や国内商業が順調になるまでの過渡的な措置として自由貿易を認めているわけではなく、あらゆる国家は他国との通商がなければ成り立たないという議論である。また、ケネーの指導のもと『政治社会の自然的・本質的秩序』を著したル・メルシエ・ド・ラ・リヴィエールによると、「個々の社会はその生存手段が依存する

ところの同じ幹の異なった枝に過ぎない。(…)あらゆる国家は自然の偉大なる王国の一地方に過ぎない」と説明されている (Le Mercier de la Rivière 1767, t. 2, p. 225)。これは個々の国家の設立に先行して自然的秩序なるものが存在するという認識であり、各国家の生存を可能にする自然的秩序が各国家の垣根を越えて広がっているという記述である。つまり、フィジオクラットにとって、諸国家の間での自由な交換や自由な競争は自然的秩序のなかに本質的な要素として深く組み込まれているのである。彼らにとって、対外貿易を含む自由な交換や自由な競争は決して「必要悪」や「仕方のないもの」ではなく、ル・メルシエ・ド・ラ・リヴィエールの著作のタイトルが示すように、「政治社会の自然的・本質的秩序 (l'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques)」として認識されていたと考えるほうが妥当であろう。

さらに、自由化を通じた農業部門の生産性の向上によって一国における「内発的な発展の道が示されることになった」というが、ここでいう「内発的な発展」をどのような観点から理解するかに関しては議論が分かれそうである。というのも、フランス国内における最近の歴史研究が明らかにしているように、当時、自由化とともにフィジオクラットの改革プログラムに含まれていた大農経営および農業資本の集中化が一部の地域で中小規模の零細農民の没落につながる点が危惧されていたからである。デュピュイとル・メヌの共同研究によれば¹⁾、アンジューのブレゾン村で結成された、テスモフォール (*Les Thesmophores*) と呼ばれる小さな農業者組合はフィジオクラットの改革プログラムに強く反発し、この地域で昔から好まれていた入会共有地や小規模な農業経営の存続を願ったのであった。この地域は耕作可能な土地に対して住民人口が多く、共有地を分割して私的所有に移行することは一人あたりの収穫面積の縮小につながってしまう恐れがあった。他方で、農業経営を効率化するために家畜に農機具を引かせること——フィジオクラットは馬耕制を強く推奨していた——は大幅に人手が余ることを意味した。もちろん、余剰労働人口に関しては農業部門から商工業部門へと移ること、あるいは都市部へ出て日雇い労働者になることも考えられたが、フィジオクラットの理論が農業を「生産階級」とし

1) フランスにおけるこの最新の研究動向については、筆者も登壇者の一人として参加したフィジオクラット研究の国際会議で情報を得ることができた。典拠となったのは Dupuy et Le Masne (2013) の報告ペーパーである。

商工業を「不生産階級」としていることがテスモフォールの農民たちを苦しめたのであった。

一面においては、フィジオクラットの改革プログラムがフランス全体の農業生産性の向上をねらった、上からの開発政策であったことは確かである。だが、はたしてこのように一部の中小零細農民の没落を容認することが「内発的発展」と呼べるのかどうかは議論の余地がある。

2 「デスポット」および「デスポティズム」の語源について

一ノ瀬の書評は引き続き平田の研究に言及することで、「デスポット」および「デスポティズム」の概念理解に関する拙著の分析との相違点を指摘している。平田によれば「18世紀においては、この *despot* はすでに、専制君主・専主という否定的な意味を含む言葉として用いられていたが、しかもなお、それが「受託者」と同一語源に属するものであることは、忘れられていなかった。ケネーもこの語源を活かして、*despotisme légal* という新語を造った」という(平田1965, 241頁)。しかし、『百科全書』や当時の辞典類(アカデミー・フランセーズ、トレヴー、リシュレなど)を参照する限り²⁾、そのような理解を可能にする記述はどこにも見当たらない。たとえばトレヴーの辞典で「*Despote*」の項目を調べると、語源については次のように説明されている。「この言葉は、その起源においてラテン語で支配者 (*herus*) を、そしてフランス語では従者に対する主人 (*maître*) を指すものであった。(…) この言葉はギリシア語の *δεσπότης* に由来し、主人 (*Maître*) または支配者 (*Seigneur*) を意味する。*Despote* という言葉は今日〔1771年の時点を指す：引用者注〕しばしば、その権力が絶対であり、自らの意志以外に法をもたない君主にあてられる」。他方で、ケネー自身が著した『中国の専制政治』の冒頭には、「*Despote* とは主人あるいは支配者を意味する」という簡単な説明だけが付されており (Quesnay 1767,

2) *Dictionnaire de Richelet* (1759), *Dictionnaire de l'Académie française* (1762), *Dictionnaire de Trévoux* (1771) を参照。これら三つの辞典を選んだ理由としては、1) 当時を代表する名の知られた辞典類であること、2) その刊行年がフィジオクラットたちの活躍した1760年代前後に重なることが挙げられる。他方で、『百科全書』の「デスポティズム (DESPOTISME)」の項目を参照したところ、ヨーロッパのキリスト教君主国との対比でもっぱらアジア・オリエント世界の統治を指す言葉として解説がなされている (*Encyclopédie* 1751-65)。これは、ほぼモンテスキューの引き写しと言ってよい解説であるが、いずれにせよ「受託者」との同一語源に言及する説明は見当たらなかった。

p. 564), 「受託者」との同一語源に言及する記述は見つからなかった。

さらには、ケネー以外のフィジオクラットが残したテキストを参照した場合でも、「受託者」としてのデスポットを語る箇所は発見できなかった。たとえばケネーの著作集を編集・刊行したデュボン・ド・ヌムールによれば、デスポットという言葉は語源的に「思いのままに処分する者 (celui qui peut disposer à son gré)」と定義されるが、それにもかかわらず、実際そのように信じて恣意的に振る舞う君主は、ほとんど何も「思うままに処分する」ことができないという。なぜなら、そのような君主は周囲の奸臣たちに翻弄され、「自分の従者の従者」あるいは「自分の臣民の不安定な意見の奴隷」となってしまうからである。その結果、彼は一つ自分自身のためになることを為しえず、恣意的な君主は「真のデスポット」になりえないと説いている (Du Pont 1768, pp. 605-606)。こうしたデュボンの説明は、デスポットの呼称が必ずしも恣意的な統治者に当てはまるわけではないとする点で、伝統的な用語法を刷新するものであるが、語源的に「[法の] 受託者」を意味する存在としてデスポット概念を語っているわけではない。

もちろん、拙著の第3章で論じたように、ケネーのもう一人の弟子ル・メルシエ・ド・ラ・リヴィエールにおいて「デスポティズム」という言葉が実際の主権者の支配よりも非人格な法則の支配を意味するようになることは確かである。実際、「デスポティズム・レガル」という言葉はル・メルシエ・ド・ラ・リヴィエールの著作に登場するのであり、ケネーの著作に登場するのではない。しかし、この場合もあくまで君主の地位は「世襲制 (héréditaire)」でなければならず選挙に基づいてはならないと強調されており (Le Mercier de la Rivière 1767, t. 1, pp. 246-247)、富の再生産を最大化する法則を「デスポティック」なものと位置づけながらも君主を単なる「法の受託者」にしているわけではなさそうである。

他方で、統治権力の正統性を起源に遡って説く社会契約論的アプローチをケネーが回避したことからも分かるように (e.g. Quesnay 1765)、フィジオクラットの政治理論では主権者が統治あるいは立法の権限を受託する際の手続き的議論が完全に省略されている。それゆえ、現代の政治理論で説かれる「本人-代理人 (principal-agent)」モデルのような形ではフィジオクラットの統治権力を説明できないのであり、いったい誰がどのような資格で法の管理を受託したのかという根本的な問題が残りに残ることになる。

3 「階層的権力分立」の構造について

ふたたびノ瀬が参照する平田清明の研究によれば、ケネーは統治機構内部の「併存的権力分立」を否定したのであって「階層的権力分立」という別の形態による主権者のコントロールは否定しなかったとされる（平田 1965, 227 頁）。拙著ではもっぱらケネーとモンテスキューの統治機構論の対照性に光をあてていたため、この点は十分に論じられていなかったと悔んでいる。この場を借りて少しばかり補足をしておきたい。

たしかにケネーの統治機構論では主権者（=君主）を補佐する官僚組織の存在感が大きい。この官僚集団は中国の科挙制度をモデルとした一般公開競争試験による選抜を経て構成され、しかるべき知識と能力を備えた文官であることが想定されている。この文官たちは主権者の発する実定法を「非常に広範な知識と何度も繰り返される計算」および「社会の根本法である自然法（則）」に基づいて審査することが期待される（Quesnay 1767, p. 640）。こうした「階層的権力分立」の構想については、必ずしも具体的な制度設計の描写がなされているわけではないが、いわゆる「マンダラン神話」³⁾を援用することでその補強がおこなわれている。たとえば、極刑を恐れずに勇気をもって皇帝に法案の見直しを建言した高官たちのエピソード紹介がこれに当たる（Quesnay 1767, pp. 606-609）。

しかし、ここで注意をしなければならないのは、こうした「階層的権力分立」はあくまで知識と能力を備えた文官を君主の周囲に配置し、彼らの有徳かつ積極的な働きに期待をかける仕組みであって、何らかの制度上の強制力や法案の拒否権などを文官たちに与えるものではないという点である。そのため、ケネーは次のように述べている。「これらの法〔=種々の実定法〕は、法の制定者とそうした法を審査する人々に対して、非常に広範な知識と何度も繰り返される計算を要求し、その結果が主権者と国民の利益になることが明証性をもって告げられねばならない。とりわけ、主権者の利益（les avantages du souverain）になることが告げられねばならない。というのも、彼の利益によって善

3) 「マンダラン（les mandarins）」とは、科挙試験を通じて登用された中国の高級官僚たちを指す。当時、フランス啓蒙思想家たちの間では、主にイエズス会宣教師たちの報告書を通じてユーロピア化された中国像が流布しており、フィジオクラットたちも中国の伝統的統治エリートに着目することでそうした中国愛好熱の一端を担った。この点については、桑瀬（2007）の研究が詳しい。

事をおこなうよう決定づけねばならないからである。幸いにも、きちんと理解された彼の利益 (son intérêt bien entendu) はいつでも国民の利益と合致する」(Quesnay 1767, p. 640)。ここで最終的にあてにされているのは、権力分立のような制度的保障ではなく、文官たちの合理的説得によって君主の利益に訴えかけることである。

同様に、ル・メルシエ・ド・ラ・リヴィエールの場合も、主権者を「共同の土地所有者 (co-proprétaire)」——彼が支配する領域国家内において土地の生産物を豊かにする人々は彼の利益の共有者である——と定義することによって、自らの財政基盤となる土地の富を侵害しないよう君主に促す論法をとっている。それゆえ「主権者が自分の真の利益について決して盲目でない」こと、すなわち、主権を保持する君主が自分の利益と国民の利益が一致すると了解していることが重要だと考えられたのである (Le Mercier de la Rivière 1767, t. 1, pp. 244, 247-248)。

これら一連の記述は、権力分立論としてよりも利益パラダイム論 (ハーシュマン) から理解するほうが適切であるように思われる。つまり、君主の横暴な情念は冷静に計算された彼自身の利益によってこそ制御できるという命題のバリエーションとして理解するほうが説得力をもつ。実際、ハーシュマンもケネーらフィジokratの議論をそのように捉えている (Hirschman 1977, pp. 96-98)。

以上のことから、先述の官僚集団による君主への建言や忠告を「権力分立」のバリエーションに加えることには慎重にならざるを得ない。ましてや「法の支配」の徹底化であると考えられることにはなおさら慎重であったほうがよいであろう。

4 「後見的権力」の訳語について

続いて、ケネーの用いた *autorité tutélaire* という言葉に関して、平田は「保安行政権」という訳語を当てており、拙著の「後見的権威 (権力)」という訳語との違いが指摘された。私にとってフランス語があくまで外国語である以上——平田にとっても同様であろうが——、言葉そのものもつ意味合いを母国語のように味わうことは極めて困難である。しかし、この「後見的権威」の訳語の適否については、これと深く関連する資料——言い換えれば、フランス語を母国語とする同時代人および後世の人々の反応——をきちんと参照すれ

ば、その言葉がもつ生々しさへの接近が可能になると考える。そこで重要になるのが、チュルゴーがデュボン・ド・ヌムールに宛てた書簡とその後のトクヴィルによるフィジオクラット研究である。

ケネーの著作を読んだチュルゴーは、1774年3月25日付の書簡において、デュボンに次のような感想を書き送っている。「あなたが何と言おうとも、公的權威 (*autorité publique*) は唯一の適切な言葉であり、あらゆるシステム、とりわけ真のシステムにおいて正しい唯一の言葉です。後見的 (*tutélaire*) または保護的 (*protectrice*) という言葉は不適切であり、(…) 後見人も保護者も望まない自由な聞き手には耳障りなのです」(Turgot 1774, pp. 662-663)。ここでチュルゴーが想定しているのは、本来ならば自由な主体であるはずの人々の上に「後見人」や「保護者」のような権力が君臨するという忌避すべき構図である。もしフィジオクラットの「後見的權威」という用語を「保安行政権」という無色透明な表現として理解してしまうと、非難めいた調子で書かれたこの文章を説明できないのではないだろうか。さらにチュルゴーは「後見的權威」の代わりに「公的權威」という語を使用することを勧めているのだが、この点でも「保安行政権」という訳語をあててしまうと、このようなやり取りの意味がまったく通らなくなる。

同様のことは、19世紀の歴史家・思想家であるトクヴィルのテキストからも証明することができる。トクヴィルは、フィジオクラットに関する膨大な分量の研究ノートを書き溜めていたことで知られており (Swedberg 2009, pp. 80, 260, 333), ケネーの使用した「後見的権力」という言葉をそのまま『アメリカのデモクラシー』の一節で使用している。いわく、「[もっぱら自己利益の追求に励み、私生活へと閉じこもる] 人々の上には一つの巨大な後見的権力が聳え立ち、それだけが彼らの享楽を保障し、生活の面倒をみる任に当たる。その権力は絶対的で事細かく、几帳面で用意周到、そして穏やかである」(Tocqueville 1840 : t. 1 (2), pp. 323-324 / 松本訳 : 第二卷 (下), 256-257 頁)。この一節にちりばめられた形容詞のほとんどは、ケネーが著した『シュリー公の王国経済要諦』に登場するものと重なっている。そして、これに続く文章においてトクヴィルが国民と政府の関係を「勤勉な動物の群れ」と「牧人」の関係になぞらえたことから明らかのように (Tocqueville 1840 : t. 1 (2), p. 325 / 松本訳 : 第二卷 (下), 258 頁), やはり彼もチュルゴーと同様の印象をフィジオクラットの権力描写に感じ取っていたと言えよう。繰り返しになるが、この *autorité tutélaire*

という表現につきまとう強烈なニュアンスを「保安行政権」という無色透明な訳語で薄めてしまうことには抵抗がある。

5 財政論および「政治経済学」という問題設定について

このみ順番が前後して最後になってしまうが、財政論および「政治経済学」という問題設定について触れておきたい。一ノ瀬の書評は、拙著に不足する点として財政論および税制論の問題を挙げている。ケネーらフィジオクラットが「土地単一税」という全く新しい税制改革を唱えていたことはよく知られており、その点を統治と富の再生産のつながりにおいて「政治経済学」の言説分析にどのように組み入れるかは、たしかに一般論としては重要な問題である⁴⁾。しかし、すでに拙著の序論において提示したように、拙著が議論の俎上に載せている問題は、あくまで穀物市場の自由化をめぐる言説の応酬である。つまり、あえて繰り返すならば、穀物という日常生活に深く関わる財が自由化の対象となり、それに対して社会がどのように反応し、さらにこの反応を受けて思想家たちが政治権力や統治原理に関する言説をどのように紡いだかを明らかにすることが拙著の眼目であった(安藤 2014, 12-14 頁)。加えて拙著の序論では、「政治的なもの」と「経済的なもの」の関係をあくまで市場の秩序認識をめぐる問題に限定すると断っており、その意図はもっぱら権力の人為的な所産と対比されがちな市場の成立が必ずしも「自生的なもの」あるいは「自然的なもの」ではなかった点に関わっていると述べた(安藤 2014, 6-7 頁)。本書が扱っている思想家は、ケネーたちフィジオクラットのみならず、チュルゴー、コンドルセ、ネッケルにまで及んでいる。平田のねらいが財政論や税制論を含めたケネー思想の全体像の解明にあったとすれば、拙著のねらいは先に示した思想家たちの言説の比較にあり、比較の軸は市場の自由化をめぐる政治権力の位置づけや世論を含む公共表象の問題にあったのである。

最後に確認しておきたいのだが、拙著においては平板かつ単純に「政治的なもの」と「経済的なもの」が架橋されているのではない。拙著で強調されている「政治経済学」アプローチとは、それぞれ別個に存在している「政治」と

4) 筆者は、これまで一度もフィジオクラットの財政論・税制論に触れたことがないわけではなく、ケネーがアプリアに想定した土地の排他的生産性との関係でこれを論じている(Ando 2012)。とりわけ土地単一税が提案された背景には、ヨーロッパにおける商業社会の勃興のなかで主権国家の財政基盤をどのように確保するかという政治的意図があったことを指摘した。

「経済」を結びつけるものではなく、ややもすれば自律した領域とみなされがちな「経済」——とりわけ市場の秩序認識——のなかに「政治的なもの」の存在を発見していく試みであった。

* 本稿は、2014年5月6日に立教大学で行われた学内研究会での一ノ瀬佳也氏の書評へのリプライに基づく。この場を借りて、合評会を企画してくださった立教大学法学部の先生方、書評の労を引き受けていただいた一ノ瀬佳也氏と乙幡翔太郎氏に感謝を申し上げる。

〈参考文献〉

【一次文献】

- Du Pont de Nemours, Pierre-Samuel (1768) «De l'origine et des progrès d'une science nouvelle», *Œuvres politiques et économiques de Du Pont de Nemours*, tome 1, KTO Press, 1979.
- Le Mercier de la Rivière, P.-P. (1767), *L'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques*, 2 vols., J. Nourse (Londres); Desaint (Paris), in Gallica, bibliothèque numérique de BnF.
- Quesnay, François (1765), «Le Droit naturel», *François Quesnay et la Physiocratie*, tome 2, INED, 2 vols., 1958 (島津亮二・菱山泉訳『ケネー全集 (三)』, 有斐閣, 1951年).
- (1766) «Analyse de la formule arithmétique du Tableau économique», *François Quesnay et la Physiocratie*, tome 2, INED, 2 vols., 1958 (平田清明・井上泰夫訳『ケネー経済表』岩波書店, 1990年).
- (1767) «Despotisme de la Chine», *Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay*, A. Oncken (éd.), Burt Franklin, 1969.
- Tocqueville, Alexis de (1840) «De la démocratie en Amérique», *Œuvres complètes*, 18 vols., Gallimard, 1951, tome 1 (松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』全4冊, 岩波文庫, 2008年).
- Turgot, Anne-Robert-Jacques (1774) «Lettre à Du Pont de Nemours», *Œuvres de Turgot et documents le concernant*, tome 3, G. Schelle (éd.), 5 vols., Félix Alcan, 1913-1923.

【18世紀の辞典類】

Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers

- (1751-65), par une société de gens de lettre, mis en ordre & publié par Diderot et d'Alembert, vol.1 (tomes I-VI), Readex Microprint Corp., 1969.
- Dictionnaire de Richelet* (1759), Les Frères Duplain, Rinsen Book, reprinted in 1987.
- Dictionnaire de l'Académie française* (1762), 4^e édition, V.B. Brunet, AUPELF / CNRS : France Expansion, reprinted as microfiches in 1973.
- Dictionnaire de Trévoux* (1771), Compagnie des Libraires Associés.

【二次文献】

- Ando, Yusuke (2012), "Commerce, Land and Sovereignty : Reading the Physiocrats through the prism of Montesquieu", *French Political Economy in the Age of Enlightenment : Perspectives on Social Reform before the Revolution (International Conference Proceedings)*, Ryuzo Kuroki & Yusuke Ando (ed.), Rikkyo University.
- Dupuy, Romuald et Le Masne, Pierre (2013) «Critiques populaires et limites sociales du programme physiocratique (1760-1794)», Colloque international *L'anti-physiocratie : critiques et oppositions au mouvement physiocrate, de la fin des années 1750 au milieu du 19 siècle* (Université de Lyon 2, Avril 2013), Papier de communication.
- Hirschman, Albert O. (1977), *The Passions and the Interests : Political Arguments for Capitalism before its Triumph*, Princeton University Press (佐々木毅・旦祐介訳『情念の政治経済学』法政大学出版局, 1985年).
- Swedberg, Richard (2009), *Tocqueville's Political Economy*, Princeton University Press.
- 安藤裕介 (2014) 『商業・専制・世論——フランス啓蒙の「政治経済学」と統治原理の転換』創文社。
- 桑瀬章二郎 (2007) 「フィジokratとマンダラン神話——ある論争空間における「一つの世界」の成立」『「一つの世界」の成立とその条件』中川久定編, 国際高等研究所報告書 701号。
- 平田清明 (1965) 『経済科学の創造——「経済表」とフランス革命』岩波書店。